

## 取り抜け方式による入札について

令和4年4月1日  
綾部市建設部監理課

### ○取り抜け方式とは

同一日に開札する競争入札において、同一工種かつ同一入札参加資格要件の工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式です。

### ○対象工事

対象となる工事は、公募型指名競争入札及び条件付一般競争入札による全ての建設工事で、以下の条件を全て満たすものとなります。

- (1) 同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- (2) 工事種別及び入札参加資格要件が同一である工事

※適用対象となる工事については、入札公告に明示し入札参加者に周知します。ただし、例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

※災害復旧工事については、取り抜け方式を適用しません。

### ○落札者の決定について

対象工事では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、落札者を下位の入札における落札候補者から除外します。

この方式により、同一日の開札では、1業者1件に落札が制限されることとなりますが、受注者が偏ることなく、受注機会の均等化が図られます。

(例)

	案件① 予定価格 2,200 万		案件② 予定価格 2,000 万		案件③ 予定価格 1,800 万		案件④ 予定価格 1,600 万	
A社	2,000 万	落札	1,800 万	無効	1,600 万	無効	1,400 万	無効
B社	2,001 万		1,800 万	落札	1,600 万	無効	1,400 万	無効
C社	2,002 万		1,800 万	抽選	1,600 万	落札	1,400 万	無効
D社	2,003 万		1,801 万		1,601 万		1,400 万	落札
E社	2,004 万		1,802 万		1,602 万		1,401 万	

## ○取り抜け方式の通常入札への移行について

実際の入札において、取り抜け方式として入札公告又は指名通知を行った工事でも、開札時に取り抜け方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

(例) 参加者が少数及び入札辞退により案件③を通常の入札とする場合

	案件① 予定価格 2,200 万		案件② 予定価格 2,000 万		案件③ 予定価格 1,800 万 ※通常入札に移行	
A社	2,000 万	落札	1,800 万	無効	1,600 万	落札
B社	2,001 万		1,800 万	落札	1,601 万	
C社	—	辞退	—	辞退	—	辞退
D社	—	辞退	—	辞退	—	辞退
E社	—	辞退	—	辞退	—	辞退

◎ 案件③で、取り抜け方式のまま執行すると、A社・B社が無効となり入札が不調になるため、開札時に通常入札に切替え執行する。

※ なお、案件②の場合は、公告時点では落札候補者が1者となることが予測できないため、取り抜け方式のまま執行する。